

答申第18号

平成21年7月22日

弘前市代表監査委員 山形 一郎 殿

弘前市情報公開・個人情報保護審査会
会長 中 林 裕 雄

弘前市情報公開条例第17条第1項の規定による諮問についての答申

平成18年2月8日付、弘監発第4号による下記諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成16年度青森県都市監査委員会実務研修会配布資料の開示請求に対して、弘前市情報公開条例第10条第5号、第6号及び第7号（現行条例第7条第5号及び第6号）の規定に基づき、不開示決定したことに対する異議申立てについて。

第 1 当審査会の結論

弘前市代表監査委員（以下「実施機関」という。）が、平成17年11月22日付指令第5号をもってなした公文書の不開示の決定は妥当でなく、原決定を取消し、開示すべきである。

第 2 異議申立ての趣旨及び本件の概要

本件は、異議申立人が、弘前市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、実施機関に、「平成16年度青森県都市監査委員会実務研修会配布資料」（以下「本件文書」という。）の開示を求めたのに対し、実施機関が不開示の決定をしたことの取消しを求めるものである。

第 3 当審査会の判断

- 1 実施機関は、本件文書が、条例第10条第5号、第6号及び第7号（現行条例第7条第5号及び第6号）に該当すると主張し、仮に開示した場合、当該事務や将来の同種の事務の実施の目的が損なわれ、又はこれらの事務の意思形成及び適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあること、また他都市との協力関係が著しく損なわれるおそれがある旨を理由としている。
- 2 しかしながら、条例は、第1条で「市民の公文書の開示を請求する権利」を認め、「市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に寄与することを目的とする」ことを定め、その目的のため、第3条で「実施機関は、公文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない」と条例の基本理念が原則開示にあり、この理念に則り条例全体が解釈及び運用されなければならないことを謳っている。

それ故、実施機関が主張する条例第10条（現第7条）は、この原則開示の基本理念に対する例外規定をなすものであるから、その解釈、運用は、条例第1条及び第3条の趣旨に照らし、厳格かつ限定的になされなければならない。

従って、本件文書が、不開示が相当と判断されるには、実施機関に

において、該当すると主張する条例第7条第5号所定の「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」、第6号所定の「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」のあることを、単に抽象的にではなく、具体的に主張、立証しなければならないものと解すべきである。

- 3 そこで、実施機関の主張、理由について検討するに、まず、本件文書記載の情報が、条例第7条第5号及び第6号に記載の情報に該当することは主張のとおりである。

問題は、本件情報について、不開示とすべき同条第5号及び第6号所定の「おそれ」が存在するか否かである。

この点、実施機関は、単に、開示によって、提案内容や意見交換が萎縮したり、第三者の批判や監視をおそれ、自由な意見交換が妨げられ、また、他都市との協力関係が著しく損なわれるとするだけで、当該情報との関係で、どの点からそのようなおそれが生ずるのかについての具体的な理由、論証はなく、誠に抽象的に過ぎ、開示による弊害の合理的、具体的な説明はなされていない。

むしろ、同じ県都市監査委員研修会の会員である八戸市では、開示請求に応じて開示しているとのことで、このことからすると、少なくとも、他都市との協力関係が著しく損なわれるおそれは、不開示とすべき理由としては薄弱と言わざるを得ない。

また、条例は、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政を推進することを目的に（第1条）、そのため原則開示を基本理念としているのであって、この観点からすると、市政の一翼を担う実施機関としては、市民の監視と批判にさらされるのは当然のことである。むしろ、その監視、批判に耐えうるよう、不断の努力、研鑽が要求されるというべきで、それが逆に萎縮するとか、第三者の批判をおそれて自由な意見交換が出来なくなるというのでは、任務放棄も甚だしいと言わなければならない。

畢竟、仮に実施機関が主張する弊害を否定しえないというならば、それは、本件文書記載の各情報それぞれにつき個別に検討すべきである。

然るに、本件においては、問題となっている各情報それぞれについて、不開示とすべき具体的理由は見当らない。

- 4 よって、実施機関がなした本件不開示の決定は、不開示とする合理的、具体的な理由は認められず、不当であり、取消されるべきである。

第 4 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成18年 2 月 8 日	・ 実施機関から諮問書を受理した。
平成18年 3 月17日	・ 審査を行った。(第一回)
平成18年 4 月19日	・ 審査を行った。(第二回) ・ 実施機関の理由説明聴取
平成18年 5 月30日	・ 審査を行った。(第三回) ・ 実施機関から理由説明書を受理した。
平成18年 6 月20日	・ 審査を行った。(第四回)
平成18年 8 月 1 日	・ 審査を行った。(第五回)
平成18年10月13日	・ 審査を行った。(第六回)
平成18年11月13日	・ 審査を行った。(第七回)
平成19年 1 月11日	・ 審査を行った。(第八回)
平成21年 6 月 8 日	・ 審査を行った。(第九回)